

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答(入札参加資格以外に関する事項)

令和6年3月8日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
1	入札説明書	25	第6章	6	(2)				契約保証金等	建設工事請負契約における契約保証金の額について、国交省の標準約款において「例えば1/10とする」と例示されており、一般的には1/10(10/100)です。 一方、運營業務委託契約における契約保証金の額は、運営期間中の後半10年間に於ける年度運營業務委託費の10/100となっており、こちらは一般的な契約保証の額であり、建設工事とは大きな差異が見られます。 建設工事における契約保証金の額が30/100とされていることについて、その意図をご教示ください。	組合の建設工事請負約款に準じています。
2	入札説明書	25	第6章	6	(2)	イ			契約保証金等	運營業務委託費の100分の10に相当する金額を契約保証金として納付とありますが、平準化後の金額をもとに算出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書 入札説明書添付資料—4	3	2	(2)	アイ				改定方法	「初回の改定は、入札時点から直近1年間(令和5年6月から令和6年5月まで)の平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに当該年度の8月31日時点で公表されている直近一年間の平均値を用いて、表4に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求める」とされています。 運営開始は令和10年4月であり入札時点から4年程度経過していることから、運営初年度の運營業務委託費に対してまず指標の改定率の確認を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書 入札説明書添付資料—7	1	(5)						リスク分担 用地リスク	組合負担以外は事業者リスクとされていますが、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	事業者が実施する業務に起因して発生する事象を想定しています。
5	入札説明書 入札説明書添付資料—7	1	(10)						リスク分担 交付金リスク	「事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合」は事業者リスクとされています。 具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	例えば、事業者の責めに帰すべき事由による建設工事の遅延等が考えられます。
6	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5				立地条件	現状敷地に尾鷲市営野球場がありますが、新たに広域ごみ処理施設を建設するまでの利用スケジュール(利用停止、解体工事期間、組合への引き渡し時期)についてご教示ください。 また、解体後に引き渡される敷地現況図(電気引込柱、給排水設備などの埋設インフラ及び解体後敷地レベルの判るもの)についてもご教示ください。	尾鷲市営野球場の解体工事期間は、令和6年5月頃～10月頃を予定しています。解体後の敷地現況図は、現時点ではお示しすることができません。
7	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5				立地条件	事業用地は土壌汚染対策法による土壌汚染のおそれはないものと考えてよろしいでしょうか。また、予見できない土壌汚染が見つかった場合、費用及び工期についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、土壌汚染のおそれはないものとお考え下さい。予見できない土壌汚染が発見された場合の費用及び工期については、協議により決定するものとします。
8	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	35	第1章	第7節	2	(4)			焼却主灰及び焼却飛灰の溶出試験	「引渡試験中に、月1回、計3回の焼却主灰及び飛灰処理物の溶出試験を実施し…」とありますが、引渡試験中は試運転期間中のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	88	第2章	第8節	7	(4)	エ	(ウ)	安定化薬剤添加装置	安定化薬剤添加装置の付属機器について、希釈水はプラント用水ポンプより供給するものとし、希釈水タンクを設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
10	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	90	第2章	第8節	8	(2)	オ	(コ)	飛灰処理物ピット	飛灰処理物汚水沈殿槽は汚水の発生量が少ないため、設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
11	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	100	第2章	第11節	1				電気盤の冷却	「現場操作盤、分電盤等の電気盤は全て冷却が可能な仕様とし…」とありますが、設置する部屋をエアコンで冷却する場合は電気盤単独で冷却機能を有さないものとしてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
12	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	123	第2章	第13節	12	(5)			場内案内説明装置	形式として「メディアウォール」とありますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。映像設備としての壁掛モニターとは異なるのでしょうか。	液晶やディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する「デジタルサイネージ」とお考え下さい。

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答(入札参加資格以外に関する事項)

令和6年3月8日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	
13	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	126	第3章	第1節	2	(3)	イ		周辺地域への配慮	「煙突のデザインは、視覚的に認識しやすい色彩…」とありますが、目立つ色彩が望ましいということでしょうか。主旨をご教示ください。	今回航空法による航空障害灯設置義務はありませんが、アクセントカラーを用いるなど圧迫感のない色彩に配慮した外観デザインとしつつ、視覚的に視認しやすいデザインを望みます。	
14	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	131	第3章	第2節	2	(1)	イ	(イ)	g	諸室計画	「炉室には換気モニターを効率的に設け…」とありますが、排気性能向上のためルーフファンを提案することは可能でしょうか。	ご提案を認めます。ただし、雨漏り対策に注意してください。
15	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	133	第3章	第2節	2	(2)	ア	(ア)		整備基本方針	「エントランスは駐車場から同一地盤レベルで移動できる計画とすること。」とありますが、浸水対策として管理棟の1階床レベルを上げスロープにてレベル差を処理する提案は可能でしょうか。	ご提案を認めます。
16	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	136	第3章	第2節	2	(2)	イ	(ウ)		研修室	「50人対応のLEDビジョンを2箇所以上設けること。」とありますが、プロジェクター+映写用スクリーンや大型モニター等、他の提案をすることは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
17	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	136	第3章	第2節	2	(2)	イ	(ウ)		研修室	「見学前後に見学者が昼食等をとることに配慮した仕様とすること。」とありますが、具体的な項目があればご教示ください。(例えば、食べこぼし等に配慮してカーペット系の床材は不可等)	清掃がしやすい床材の採用や、昼食時に密にならないよう余裕のある大きさの長机とするなどを想定しています。
18	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	136	第3章	第2節	2	(2)	イ	(ウ)		研修室	ブラインド・暗幕について、「暗転可能なものとする。」とありますが、遮光一級相当と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	137	第3章	第2節	2	(2)	イ	(エ)		組合事務所	ブラインドについて、「窓がある場合は、必要に応じて暗転可能なものとする。」とありますが、遮光一級相当と考えてよろしいでしょうか。	遮光一級相当までは求めていません。
20	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	147	第3章	第2節	5	(2)	表3-6			内部仕上げ表	管理諸室の展示・学習コーナーの床は「フリーアクセスフロア」とありますが、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	展示・学習コーナーについては、提案によってフリーアクセスフロアとしないことも可とします。
21	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	147	第3章	第2節	5	(2)	表3-6			内部仕上げ表	管理諸室に「打合せ室」とありますが、組合事務所に隣接するものと考えてよろしいでしょうか。また、必要面積をご教示ください。	ご理解のとおりです。必要面積は、15人程度が着席して会議ができる規模とします。本質問回答と併せて公表する要求水準書修正版もご参照ください。
22	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	148	第3章	第3節	2	(1)	イ			構内道路	「本工事で利用した事業実施区域内の既存の舗装は、路盤の更新を行うこと。」とありますが、存置される既存舗装の範囲をご教示ください。	残置される舗装の範囲を質問回答添付資料1「解体工事後の残置物及び樹木伐採範囲図(参考)」に示します。ただし、尾鷲市が実施する解体工事の内容に応じて、範囲は一部変更となる可能性があります。
23	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	149	第3章	第3節	2	(3)	ア	(キ)		構内排水工事	調整池に関する関係機関との協議は貴組合が主体となり、受注者はその補助のための調査及び資料作成を行うものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が主体となって行ってください。
24	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	149	第3章	第3節	2	(3)	イ			構内排水工事	現状の構内雨水排水は、真砂川に直接放流されている範囲と、市道真砂線側に直接放流されている範囲とに分かれていると思われます。現状を踏まえた合理的な計画とするため、現在の排水量を超えない範囲を市道側に直接放流することは可能でしょうか。また、その際に既設の雨水側溝等があればそれを利用することは可能でしょうか。	雨水は雨水調整池を経由して放流することを条件とします。
25	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	149	第3章	第3節	2	(4)	イ			植栽・芝張工事	「既存樹木の保全及び調和に配慮した緑化計画とすること。」とありますが、事業実施区域内で存置される樹木をご教示ください。	伐採する樹木の範囲を質問回答添付資料1「解体工事後の残置物及び樹木伐採範囲図(参考)」に示します。ただし、尾鷲市が実施する解体工事の内容に応じて、範囲は一部変更となる可能性があります。
26	要求水準書 第I編 設計・ 建設業務編	156	第3章	第5節	3	(7)				照明コンセント設備工事	「高天井の照明は、電球及び機器の更新等が容易にできるよう配慮すること。」とありますが、LED照明を採用することで配慮していると考えてよろしいでしょうか。	ご提案を認めますが、更新が必要となった際に交換が困難な照明の採用は避け、容易に交換ができるよう配慮願います。

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答(入札参加資格以外に関する事項)

令和6年3月8日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
27	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	12	第2章	第2節	(2)				電気主任技術者	「運営事業者は、電気主任技術者を配置すること。」とありますが、地元雇用拡大のため委託を認めていただくことは可能でしょうか。	ご提案を認めます。
28	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	12	第2章	第2節	(2)				電気主任技術者	上記質問に対し委託が不可でSPCを設立する場合、現場常駐者ではない代表取締役や取締役等が電気主任技術者を保有していれば要件は満たされると理解してよろしいでしょうか。	No27を参照ください。
29	要求水準書 添付資料1								事業実施区域	事業実施区域東側の防球ネットおよび支柱は撤去されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 添付資料1								事業実施区域	センターからライトにかけてのホームランエリアはグラウンドレベルとの高低差が1mほどありますが、野球場撤去後、敷地は平坦になるのでしょうか。撤去後の地盤レベル想定図があればご提示いただけないでしょうか。	ご質問の高低差については、そのまま残る予定です。また、当該箇所の擁壁も残置される予定です。残置される擁壁の範囲については、質問回答添付資料1「解体工事後の残置物及び樹木伐採範囲図(参考)」もご参照ください。ただし、尾鷲市が実施する解体工事の内容に応じて、範囲は一部変更となる可能性があります。また、撤去後の地盤レベル想定図はありません。
31	要求水準書 添付資料1								事業実施区域	事業実施区域内にある既設のガードレールやフェンスは全て撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 添付資料5	4-5~ 4-8	4	4.1					図4.1.2(1)~(4) ボーリング結果総括図 (Br. No. 1~4)	文字等が若干判別し難い箇所があります。明瞭なデータをいただくことは可能でしょうか。	質問回答添付資料2「広域ごみ処理施設整備に係る測量・地質調査業務報告書(地質調査編)」をご参照ください。
33	要求水準書 添付資料7								加圧水槽の管理	上水の加圧水槽の維持管理は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	公の所掌です。
34	要求水準書 添付資料8								加圧水槽の配置	加圧水槽は流用するものとし多目的広場内としてもよろしいでしょうか。(多目的広場を経由して水槽にアクセスすることになります。)	ご理解のとおりです。加圧水槽は、尾鷲市宮野球場の解体工事後も残置されます。質問回答添付資料1「解体工事後の残置物及び樹木伐採範囲図(参考)」もご参照ください。
35	要求水準書 添付資料14								事業実施区域の雨水排水	事業実施区域内にある既設の雨水排水側溝は全て存置されるものと考えてよろしいでしょうか。	残置される雨水排水側溝を質問回答添付資料1「解体工事後の残置物及び樹木伐採範囲図(参考)」に示します。ただし、尾鷲市が実施する解体工事の内容に応じて、範囲は一部変更となる可能性があります。
36	建設工事請負契約書(案)	18	第5章	第2節	第42条	3			事前調査	「3 事業実施区域に建設業務の実施に支障をきたす障害物が発見され～」内の記載にある「障害物」とは具体的に何を想定して記載されているか、ご提示ください。ご提示の際、要求水準及び入札説明書等から、「予見できないもの」をご教示ください。	例えば、募集図書には示されていない地中障害物が考えられます。
37	運営業務委託契約書(案)	19	第7章	第53条	2	(5)			(運営期間終了時の取扱い)	「…本施設が、運営期間終了後5年間、大規模な設備の補修及び更新を行うことなく…」とありますが、大規模な設備の補修及び更新の定義(金額や補修及び更新の範囲等)についてご教示ください。	本施設でのごみの受入を継続することを前提として、全炉停止を14日より多く必要とする修繕工事及び各炉停止を30日より多く必要とする修繕工事を指します。
38	様式集	様式 6-3							提案設計資料	様式6-3に「A4版縦(ただし、図面(フローシートを含む)等はA3版横)枚数制限なし…」とありますが、様式6-3は任意書式で提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式集	様式 6-4							要求水準書に対する設計仕様書(様式6-4)記入要領	「追加の機器及び仕様がある場合は一番下の行以降に追記すること」とありますが、追加の際は、各エクセルシートの一番下に入力すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	様式集	様式 6-4							要求水準書に対する設計仕様書	要求水準に関する設計仕様書(様式6-4)はA3用紙縦印刷の設定になっておりますが、枚数が多いためA4用紙両面印刷としてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問に対する回答(入札参加資格以外に関する事項)

令和6年3月8日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
41	様式集	様式7-8						渋滞シミュレーション資料	様式7-8「渋滞シミュレーション資料を別紙として添付すること。」とありますが、枚数制限なく任意書式と考えてよろしいでしょうか。また、綴じ込む場所は様式7-8の後ろでよろしいでしょうか。	枚数制限はありません。また、非価格要素審査に関する提出書類の末尾に綴じてください。	
42	様式集	様式7-14						CO <sub>2</sub> 排出量	様式7-14「…CO <sub>2</sub> 排出量を別紙として添付すること。」とありますが、綴じ込む場所は様式7-14の後ろでよろしいでしょうか。	No41の回答をご参照ください。	
43	様式集	様式7-18						事業期間を通じた年度別の企業別業務別の5市町内企業への発注予定額	様式7-18「<事業期間を通じた年度別の…発注予定額>…発注予定額が分かる表を別紙として添付すること。」とありますが、綴じ込む場所は様式7-18の後ろでよろしいでしょうか。また、枚数の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	No41の回答をご参照ください。	
44	様式集	様式7-18添付資料	1					5市町内企業及び5市町内企業への発注予定額の定義	5市町内企業への発注予定額の定義について、下請工事、資材調達等とありますが、資材調達等の範囲には警備業・リース業・宿泊業・飲食業・印刷業・小売業等についても地元発注の範囲として含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
45	様式集	様式7-18添付資料	2	②				5市町内企業への発注予定額について	元請がJVの場合、当該5市町内企業が請負う分の金額は対象とするとあります。達成状況の確認は実績をもって確認できるよう提案するものと記載されています。実績とは組合と締結する「建設工事請負契約」のJV比率により確認可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
46	様式集	様式7-19						運営期間を通じた年度別の5市町内在住者の雇用人数及び人件費	様式7-19「<運営期間を通じた年度別の…雇用人数及び人件費>…雇用人数及び人件費が分かる表を別紙として添付すること。」とありますが、綴じ込む場所は様式7-19の後ろでよろしいでしょうか。また、枚数の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	No41の回答をご参照ください。	
47	様式集	様式7-18						地元発注関心表明	地元企業の関心表明を添付してもよろしいでしょうか。認められる場合、添付場所は様式7-18の後ろとしてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。添付場所は、No41の回答をご参照ください。	
48	提出書類の作成要領	3	1					表紙・背表紙イメージ(副本)	図3 指定表紙タイトルに「基礎審査に関する提出書類」とありますので、副本は様式毎に3冊の分冊として提出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
49	提出書類の作成要領	7	2	(6)	ウ			事業計画に関する提出書類	様式8-3～8-8は封印せずに提出となっていますが、運営費が公表されることとなります。運営費は公表したうえで技術評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札額の総額は把握できないため、価格が非価格要素審査に影響を与えることはありません。	
50	提出書類の作成要領	9	3	(3)				補足資料	「他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど…」とありますが、補足資料について、枚数や様式等の制限があればご教示ください。	特にありません。	
51	提出書類の作成要領	9	3	(5)				記載要領	「ページ数に制限がある場合には、遵守すること。」とありますが、非価格要素審査に関する提出図書で添付資料での補足説明も禁止ということでしょうか。また、添付資料での補足説明が可能な場合は、評価対象となるのでしょうか。	添付資料での補足説明は不可とします。	
52	提出書類の作成要領	9	3	(8)				記載要領	「各書類の所定の欄に、組合から交付された応募者番号を記入すること。」とありますが、様式6-1～6-8、様式8-3～8-10に所定の欄がありません。応募者番号は様式7に合わせ右下の位置に記載してよろしいでしょうか。	様式6-1～6-8、様式8-3～8-10については、応募者番号の記載は不要です。	